

ID: 1555

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	海岸法 第35条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第35条第1項の規定による。 (強制徴収) 第35条 第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第12条第10項、第30条、第31条第1項、第32条第3項及び第33条第1項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日